

特定非営利活動法人 ふあるま・ねっと・みやぎ
平成25年度通常総会議事録

1. 日 時：平成25年10月20日14時00分～15時00分
2. 場 所：風樹共修センター（本町2-17-21 セリザワビル3F）
3. 出席者数：38人（うち委任状25人、書面表決者1人）／正会員65人
4. 審議事項
 - (1) 議長選任および議事録署名人選任
 - (2) 議案第1号：平成24年度事業報告
 - (3) 議案第2号：平成24年度決算報告
 - (4) 議案第3号：平成24年度監査報告
 - (5) 議案第4号：平成25年度事業計画案
 - (6) 議案第5号：平成25年度予算案
 - (7) 議案第6号：定款の変更
 - (8) 議案第7号：役員の変更
 - (9) 議案第8号：その他

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

司会者（櫻井裕子）により開会が宣言された。理事長（戸田紘子）が挨拶をおこなったのち、議事に入った。

(1) 議長選任および議事録署名人選任の件

定款第26条に従い、理事長戸田紘子が議長に選任された。議長が総会出席者数（38人：内委任状25人、書面表決者1人）の報告を受け、総会成立の要件（正会員総数65人の1/3）を満たしていることを確認の後、本総会の成立を宣言した。

次いで、議事録署名人の選任を行い、議事録署名人として、出席正会員の中から渡辺康子および佐藤正弘を選任した。

(2) 議案第1号：平成24年度事業報告（総務担当理事・富永敦子）

(3) 議案第2号：平成24年度決算報告（会計担当理事・鈴木洋子）

議長が事業報告および決算報告についての質疑を求め、審議に入った。

渡辺康子会員：役員報酬5万円の予算に対して決算が0円となっている。各種事業がおこなわれていて、予算化されているのだから、相当の報酬を出すべきではないか？

理事長：発言の通りではあるが、実際の収入とのバランスを考えると難しい。積極的に助成金や寄付金を得るべきと考えているが、十分ではな

い。努力をしていくことでお認め願いたい。

佐藤進会員：予算項目の講師養成事業とは何か？

理事長：本法人の設立目的は、専門的な知識に基づいた情報やノウハウを一般市民に伝えていくことである。スタッフおよび会員が講師となってその役目を果たすため、研修会開催や研修会派遣等を行うものである。以上の質疑応答ののち、両議案は拍手多数により一括して承認された。

(4) 議案第3号：平成24年度監査報告

菊池尚子監事より、10月6日に、理事長戸田および会計鈴木同席の上、事業と経理について監査をおこない、事業内容および経理について適正であった旨の報告があった。

監事コメント：24年度は財産目録の固定資産（備品）が0となっている。これは従来備品扱いにしていたコピー機、FAXなどは消耗品扱いで良いとの専門家の指導を得て削除したとの説明を受けた。資産としては預金・現金等の流動資産のみとなった。

このあと、監査報告は拍手多数により承認された。

(5) 議案第4号：平成25年度事業計画案（富永敦子）

(6) 議案第5号：平成25年度予算案（鈴木洋子）

上記事業計画案および予算案について質疑応答がおこなわれた。

渡辺康子会員：25年度も役員報酬として5万円計上されているのだから、きちんと支払うべきと思う。

理事長：24年度収支決算でも述べたが、支払うことが出来ない現状である。本来役員報酬および労務対価は支払うべきものなので、少額でも支払うように努力することで了解いただきたい。

以上の質疑応答ののち拍手多数で承認された。

(7) 議案第6号：定款の変更の件

富永理事より、定款第23条の変更について以下のような説明があった。

<変更点>

定款第23条総会の議決事項のうち「(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更」を第32条理事会の議決事項に移行する

<変更理由>

「事業計画及び活動予算並びにその変更」は、NPO法では必ずしも総会の議決が必須とされてはいない。

事業計画の途中見直しや変更、それに伴う予算の変更等を理事会の責任において実施できるようにすることにより、運営と活動がしやすくなる。上記について、質疑応答がおこなわれた。

菊池尚子会員：事業計画や予算案を総会にかけないで、理事会の責任で

変更する際の責任はどう取るのか？

理事長：実際の活動においては、計画通りには行かない面も多く、予算についても事業の進み具合などで修正しなければならない。あくまでも理事会の常識的判断の範囲内である。「事業計画及び活動予算並びにその変更」を定款の総会議決事項には入れない法人も多い。他の法人ではどうか？

金田早苗会員：関係する法人では、計画および予算は、取締役会で決め、事業報告と収支決算は総会の議決としている。

佐藤進会員：会員が総会で計画や予算を審議しないのか？

理事長：総会では、理事会で決めた事業計画および収支予算案を報告する。審議・議決はしないが、承認はいただく。

渡辺康子会員：年度途中で変更が生ずると言うが、事業内容などをあまり細かく決めない方が良いのではないのか？

理事長：定款に記された事業の種類は変えられないが、大枠のみ掲げれば、その中での計画等は自由に出来ることである。しかし、計画も予算も正会員には丁寧に知らせたいという気持ちがあつて細かくしている。来年度からは、役所への報告様式が変わるので、もっと簡略化される。今後、出された意見を尊重してすすめていきたい。

議長：ここで、採決したいと思うがどうか？拍手多数。

提案通りの定款変更賛成の方の挙手を求めたところ、賛成10名で提案通り議決された。

ここで、議長より議案第7号では、議長も役員改選の対象なので、議長を臨時議長に交代したい旨の発言があつた。拍手多数で承認。

司会により、正会員八木昭和子を指名することを諮ったところ、拍手多数で承認された。

(8) 議案第7号：役員改選の件

臨時議長より、現役員任期は、平成23年11月10日～平成25年11月9日であるので、次期（平成25年11月10日～平成27年11月9日）役員を選出するとの説明があつた。

任期満了理事：戸田紘子、富永敦子、及川雪子、鈴木洋子、
今野 勇（欠席）、金田早苗、櫻井裕子

任期満了監事：井上昭吾、菊池尚子

審議；①菊池尚子監事は任期満了と同時に退任する件について

4年間の労をねぎらったのち、拍手多数で承認された。

②他の任期満了理事および監事の重任について諮ったところ、
挙手多数により承認され、欠席者以外の全員が重任を承諾した。

③新任理事1人の選出について

定款上、理事の人数は3人以上15人以内と定められている。
23年度途中で理事1名の辞任があり欠員となっている。理事会において1人の増員を決め、平澤典保(学会公務のため欠席)
を新任理事として推挙した。挙手多数で就任が承認された。

④新任監事1人の選出について

菊池尚子監事の任期満了・退任にともなって、理事会より新任
監事として佐藤進が推挙され、挙手多数で就任が承認された。
本人はその場で受諾した。

ここで議長復帰。

(9) 第8号議案 その他

その他の議案提案などを諮ったところ特に発言は無かった。

なお、富永理事より、議案第1号に記載漏れがあったことを告げ、以下
が追加された。〔講師派遣・出前講座〕7/21 宮城県薬剤師会主催、登録
販売者外部研修講師 戸田紘子

司会者により議長解任が告げられ、15時15分閉会した。

6. 議事録署名

平成25年度通常総会について、この議事録が正確であることを証しま
す。

平成25年10月25日

議 長 戸田 紘子 印

議事録署名人 佐藤 正弘

議事録署名人 渡辺 康子